



---

# ひとり親家庭のしおり

---



令和5年度版

桑名市子ども総合センター

## も く じ

◆	ひとり親家庭等とは？	
◆	ひとり親になる前に知っておこう	
☆	母子・父子自立支援員は「離婚前の相談」もお受けします	
☆	養育費の取り決めに関する公正証書等作成の費用を補助します	
◆	お金のはなし	
1	児童扶養手当	1 ページ
2	一人親家庭等医療費助成	1
3	税の控除等	2
4	国民年金	2
5	JRの通勤定期運賃の割引	2
6	三重県母子父子寡婦福祉資金貸付	3
◆	教育費のはなし	
7	就学援助制度	4
8	桑名市高等学校等進学奨励金	4
9	私立高等学校等 入学金補助金・ 私立高校生等奨学給付金・就学支援金	4
10	日本学生支援機構奨学金	4
11	三重県高等学校等修学奨学金	5
12	生活福祉資金貸付<教育支援資金>	5
◆	仕事のはなし	
13	自立支援教育訓練給付金	6
14	高等職業訓練促進給付金	6
15	就労支援	7
◆	学び・子育てのはなし	
16	放課後児童クラブ	8
17	桑名ファミリー・サポートセンター	9
18	子どもの学習支援「学びサポート」	9
19	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	9
◆	その他	
20	公営住宅の申込み	10
21	困りごと相談	10
	<参考資料> (三重県) 母子父子・寡婦福祉資金 貸付一覧表	11

※ 詳しい内容については、各担当の窓口にお尋ねください。

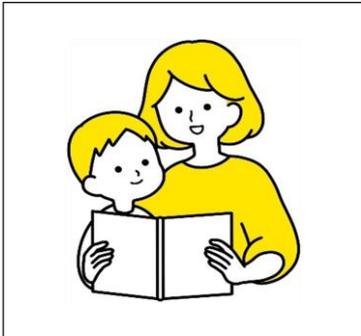
※ 各種施策については、法・制度等の改正により、対象者・基準等が変更となる場合があります。

ひ	と	り	親	家	庭	等	の	方	の
			自	立	の	た	め	に	

この冊子では、ひとり親家庭の方が安心して自立した生活を送るために、知っておきたい支援制度を紹介します。これらの制度を有効に活用し、生活の安定・向上にお役立てください。

ひとり親家庭等とは…

母子家庭 及び 父子家庭 並びに 寡婦の方 のことを言います。



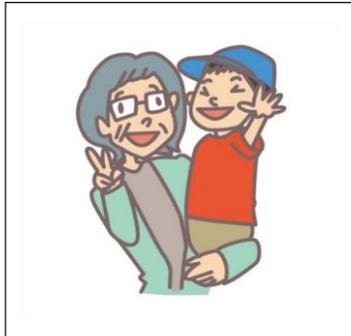
母子家庭の母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない女子（配偶者と死別、離別、配偶者の生死不明等、または婚姻によらないで母となった等）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



父子家庭の父とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない男子（母子と同様）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



寡婦とは

配偶者のない女子（母子と同様）であって、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

## ◆ ひとり親になる前に知っておこう

### ☆ 母子父子自立支援員は「離婚前の相談」もお受けします

どのような問題で悩み、離婚を考えるようになったのか、問題は解決できることか、解決のためには何が必要か、相談者の意思や希望を最大限に尊重し、置かれている状況で最も良い方法を一緒に考えます。

離婚するか、結婚生活を続けるか、別居と言う方法を選ぶか、衝動的にならずに離婚後の生活、母子での生活を視野に入れながら、離婚するかしないかを、これまでの生活を振り返って考えることに寄り添います。

必要な相談機関の案内等も行い、広い視野で問題を捉えられるように支援します。

離婚を決意した方には事前の準備や必要な手続き等を確認していきます。

#### 離婚の種類と割合：(2022年)

- ◆ 協議離婚 … 夫婦の話し合いで成立する離婚（離婚全体の 88.3%）
- ◆ 調停離婚 … 家庭裁判所の調停により成立する離婚（離婚全体の 8.3%）
- ◆ 審判離婚（1.2%）、和解離婚（1.3%）、判決離婚（0.9%）、認諾離婚（0%）

（数値は、厚生労働省：「令和4年度離婚に関する統計の概況」による）

#### 離婚前に決めること

- ◆ 親権 … 未成年の子どもの親権を父母のどちらかに決めなければ離婚届は受理されない。
- ◆ 養育費 … 離婚後の子どもの養育のために、離婚前に父母で話し合っておきたい。
- ◆ 親子（面会）交流 … 子どもの健やかな成長を最優先に考えて定め、父母で協力して実行したい。

#### 養育費等相談支援センター

養育費等相談支援センターは、こども家庭庁の委託を受けて、養育費や親子（面会）交流に関する相談を電話やメールで受け付けています。

【お問い合わせ】TEL 0120-965-419 携帯から 03-3980-4108

メールアドレス [info@youikuhi.or.jp](mailto:info@youikuhi.or.jp)

※ 相談時間については、養育費等相談支援センターのホームページをご確認ください。

#### ◆ 財産分与および年金分割

##### 離婚時の年金分割について

婚姻期間中の厚生年金を分割することができる制度です。

夫婦の合意や家庭裁判所の決定で分割割合（1/2以内）を決めることができます。

なお、離婚後2年を経過すると請求はできなくなります。ただ、年金制度は複雑で難解です。単純に年金の半額が支給されることにはならないので注意が必要です。

日本年金機構や共済組合が情報提供に応じています。

【お問い合わせ】四日市年金事務所 TEL 059-353-5515

## ☆ 養育費の取り決めに関する公正証書等作成の費用を補助します

ひとり親家庭の子どもの生活の安定と健やかな成長のため、公正証書や調停により「養育費」の取り決めを交わした場合の費用を助成します。

### 1. 対象となる方

桑名市内に在住の20歳未満の児童を扶養しているひとり親で、次の要件をすべて満たす方

- 令和5年4月1日以降に養育費に関する公正証書等を作成し、その経費を負担している。
- 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している。
- 養育費の取り決めの対象となる子どもを実際に養育している。
- 同一の児童を対象として、過去に同様の内容の補助金を交付されていない。

### 2. 補助の対象となる費用

養育費の取り決めに係る費用のうち本人が負担した次の費用

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- 家庭裁判所の調停もしくは審判の申立または裁判に要する収入印紙代
- 戸籍謄本等、添付書類取得費用および連絡用郵便切手代

### 3. 補助金額

対象経費の全額（上限30,000円）

### 4. 申請期限

公正証書等を作成した日の翌日から6ヶ月以内

※ 令和5年4月1日から令和5年6月30日までに作成した場合は、令和6年1月31日。

※ 特別の理由がある場合は、期限経過後の申請でも認められる場合があります。

### 5. 必要書類

(1) 申請書（桑名市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書）

(2) 添付書類

- ① 対象経費の領収書、レシート等（申請者本人が負担したもの）
- ② 公正証書等（養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書、判決書 等）の写し
- ③ 児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し
- ④ 児童扶養手当を受給していない方は、
  - 本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）の写し
  - 世帯全員の住民票の写し

※ 本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等をご持参ください。

【お問い合わせ】 桑名市役所 子ども総合センター 家庭支援係 TEL 0594-24-1298

## ◆ お金のはなし

### 1. 児童扶養手当

【お問合わせ】 桑名市役所 子ども未来課 手当・医療費給付係 TEL 0594-24-1491

父と生計を同じくしていない児童を扶養している母（母子家庭）、母と生計を同じくしていない児童を扶養している父（父子家庭）、または父母にかわってその児童を養育している方（祖父母等）に支給します。

#### ◆ 支給要件

- 児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
- 児童が身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は20歳まで
- 受給者や同居者の所得が一定以上でないこと（所得制限限度表参照）

#### ◆ 手当月額

児童1人目	月額 44,140円（全部支給）
	月額 44,130円～10,410円（一部支給）
児童2人目	月額 10,420円（全部支給）
	月額 10,410円～5,210円（一部支給）
児童3人目	月額 6,250円（全部支給）
	月額 6,240円～3,130円（一部支給）

※ 手当を受給して5年又は、手当の支給要件に該当して7年を経過したとき（3歳未満の児童の場合は、3歳になってから5年を経過したとき）は、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

#### ◆ 支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前2ヶ月分が支給されます。

#### ◆ 所得制限限度額表

扶養親族等の数 （税法上の人数）	請求者（本人）		配偶者及び （*）扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	312万円未満
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

※ 請求者が父又は母の場合、児童の母又は父からその児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品等の8割が養育費として所得に加算されます。

\* 扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

### 2. 一人親家庭等医療費助成 ※ 所得制限あり

【お問合わせ】 桑名市役所 子ども未来課 手当・医療費給付係 TEL 0594-24-1491

18歳年度末までの児童を扶養している母子家庭の母親、または父子家庭の父親とその児童が、医療保険による治療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分が助成されます。

### 3. 税の控除等

【お問い合わせ】 桑名市役所 税務課 TEL 0594-24-1149

◆ 住民税（市・県民税）の非課税

税法上の寡婦又はひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入204万4,000円未満）の方は住民税（所得割及び均等割）が課税されません。

◆ 所得税・住民税の所得控除金額

寡婦の方	（所得税）27万円	（住民税）26万円
ひとり親の方	（所得税）35万円	（住民税）30万円

◆ 寡婦・ひとり親の区分

	配偶者関係	死別	離別	未婚
本人が女性	扶養親族：「子」有り	ひとり親	ひとり親	ひとり親
	扶養親族：「子以外」有り	寡婦	寡婦	-
	扶養親族：なし	寡婦	-	-
本人が男性	扶養親族：「子」有り	ひとり親	ひとり親	ひとり親
	扶養親族：「子以外」有り	-	-	-
	扶養親族：なし	-	-	-

※ 「子」：総所得金額等が48万円以下で他の方の扶養親族となっていない子

※ 「子以外」：総所得金額等が48万円以下で他の方の扶養親族となっていない方

※ 本人の総所得金額等が500万円超の方は控除対象外

※ 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は控除対象外

### 4. 国民年金

【お問い合わせ】 桑名市役所 保険年金室 TEL 0594-24-1176

◆ 20歳以上60歳未満の人は必ず年金に加入することになっており、保険料を納めることで、将来年金を受給（一定の受給要件があり）することができます。

◆ 保険料の納付が困難なときは特例制度や免除制度がありますので窓口にてご相談ください。

### 5. JR通勤定期運賃の割引

【お問い合わせ】 桑名市役所 子ども総合センター 家庭支援係 TEL 0594-24-1298

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方は、JR通勤定期乗車券が3割引になります。

ただし、通学定期は対象外です。

事前に子ども総合センターで証明書の発行を受ける必要がありますので、お電話でご予約ください。

持参物	児童扶養手当証書
	定期券使用者の顔写真（縦4cm 横3cm 撮影後6ヵ月以内の写真）

## 6. 三重県母子父子寡婦福祉資金貸付

【お問合わせ】 桑名市役所 子ども総合センター 家庭支援係 Tel 0594-24-1298

母子家庭の母・父子家庭の父や児童および寡婦等の生活安定のための貸付です。

三重県の貸付制度で、桑名市では受付を行っています。

貸付金は、資金の内容によって下表の12種類に分類されています。

資金の種類	貸付対象		資金の内容
	母子父子	寡婦	
事業開始資金	母・父	本人	事業を開始するために必要な設備、材料、商品等の購入資金
事業継続資金	母・父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金
技能習得資金	母・父	本人	事業開始や就職のために必要な知識・技能を習得する際に必要な授業料、実習費、交通費などの資金
就職支度資金	母・父又は児童	本人 ※子は対象外	就職するために必要な被服、身の回り品、及び通勤用自動車購入資金
住宅資金	母・父	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅を建設・購入するために必要な資金
転宅資金	母・父	本人	住居の移転に伴う敷金などの一時金や運送費などにあてるための資金
医療介護資金	母・父又は児童	本人 ※子は対象外	医療又は介護を受けるために必要な資金で、健康保険・介護保険の自己負担分その他必要経費に充てるための資金
生活資金	母・父	本人 ※子は対象外	①技能習得中、②医療介護期間中、③離職から1年以内の失業期間中、④ひとり親家庭となって7年未満の期間中(養育費取得の為に裁判等に必要費用を含む)の生活資金
結婚資金	児童	子	扶養している児童・子の婚姻に必要な資金
修学資金	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学校に就学中の学費等に必要な資金
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等へ入学する際に必要な入学資金
修業資金	児童	子	(児童・子が)就職、事業開始するために必要な知識技能を習得する際に必要な授業料、実習費等の資金

※ 各貸付の限度額・利息等は、巻末の(三重県)母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表をご覧ください。

※ 事前相談及び面談が必要ですので、お電話にてご予約をお願いします。

## ◆ 教育費のはなし

### 7. 就学援助制度 ※ 所得制限あり

【お問合わせ】 在学中の小中学校、桑名市教委育委員会 教育総務課 TEL 0594-24-1236

お子様が公立小・中学校へ通学するうえで、経済的な理由によりお困りのご家庭に対し、学校の給食費・学用品費・修学旅行費などの一部が援助されます。

なお、この制度は、ひとり親家庭に限りません。

### 8. 桑名市高等学校等進学奨励金 ※ 所得制限あり

【お問合わせ】 桑名市教育委員会 学校支援課 TEL 0594-24-1239

高等学校または高等専門学校（第3学年まで）に在学する方で、向学心に燃え経済的な理由により修学が困難な方に対して進学奨励金が支給されます。

支給金額	月額 3,000 円／1人
------	---------------

### 9. 私立高等学等入学金補助金・私立高校生等奨学給付金・就学支援金

【お問合わせ】 在学中の高等学校等、三重県環境生活部 私学課 TEL 059-224-2161

#### ◆ 私立高校生等入学補助金

三重県内の私立高等学校等に在籍する生徒の保護者（親権者）等が、低所得者等である場合は、入学金の一部が軽減されます。

#### ◆ 私立高校生等奨学給付金

私立高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する生徒の保護者等が、三重県内に在住し、生活保護又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯の場合、一定額の奨学給付金が交付されます。

#### ◆ 〔国〕私立高等学校等就学支援金

私立高等学校等に在籍する生徒に対し、保護者（親権者）の所得に応じ就学支援金が交付され授業料が軽減されます。

### 10. 日本学生支援機構奨学金

【お問合わせ】 在学中の高校・大学、日本学生支援機構

育英事業として、大学、大学院、高等専門学校の奨学金の貸与を行っています。

第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）があります。

また、令和2年度より開始された、高等教育の修学支援新制度の授業料等減免制度・給付型奨学金についても在学中の学校へお問合せください。

## 11. 三重県高等学校等修学奨学金

【お問合わせ】 在学する学校、三重県教育委員会事務局 教育財務課 TEL 059-224-2944

修学が困難である高校生及び高等専門学校生に対し、勉学に必要な資金の一部を貸与しています。

### ◆ 種類、金額

① 修学費 … 月額（ただし、年数回にまとめた口座振込になります）

国公立	8,000円、13,000円、18,000円 又は 23,000円
私立	20,000円、25,000円、30,000円 又は 35,000円

② 修学支度費 … 入学時のみ（新1年生のみ申込可能）

国公立	40,000円 又は 80,000円
私立	50,000円 又は 100,000円

◆ 貸付利率 … 修学費、修学支度費ともに無利子

◆ 返還 … 卒業後原則12年以内（猶予制度あり）

※ 貸与総額が120万円を超える場合は15年以内、185万円以上の場合は18年以内とする返還期間の特例があります。

## 12. 生活福祉資金貸付

【お問合わせ】 桑名市社会福祉協議会 TEL 0594-22-8311

### ◆ 教育支援資金

比較的所得が少ない世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。市町の社会福祉協議会が窓口となり三重県社会福祉協議会が貸付を行います。

高等学校、大学または高等専門学校への入学・就学に必要な経費の貸付け（学生本人が借受人になります。）

① 教育支援費	高校	月額 35,000円以内
	高専・短大	月額 60,000円以内
	大学	月額 65,000円以内
② 就学支度費	500,000円以内	

※ 事前相談及び面談が必要ですので、お電話にてご予約をお願いします。

## ◆ 仕事のはなし

### 13. 自立支援教育訓練給付金

【お問合わせ】 桑名市役所 子ども総合センター 家庭支援係 TEL 0594-24-1298

ひとり親が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種講座を受講した場合などに給付金を支給します。受講前に母子・父子自立支援員との面談が必要です。

母子・父子自立支援員がハローワークと連携して相談支援を行いますので、お気軽にご相談ください。

対象講座	雇用保険法における一般教育訓練給付の指定教育訓練講座・特定一般教育訓練給付の指定教育訓練講座・専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座等 例えば：パソコン、簿記、介護ヘルパーなど
支給額	対象講座の受講料の60% ただし、その額が200,000円を超える場合は200,000円とし、12,000円を超えない場合は支給しない。 雇用保険法に基づく教育訓練給付の受給資格がある者は本給付金との差額支給となります。
対象者	次の要件をすべて満たす方 ○ 桑名市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 ○ 児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の者 ○ この教育訓練給付講座を受けることで自立が効果的に図られると認められる場合のみ ○ 原則、過去に本給付金の支給を受けていない者

### 14. 高等職業訓練促進給付金

【お問合わせ】 桑名市役所 子ども総合センター 家庭支援係 TEL 0594-24-1298

ひとり親が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種学校等の養成機関で修行したりする場合などに給付金を支給します。受講前に母子父子自立支援員との面談が必要です。

母子・父子自立支援員がハローワークと連携して相談支援を行いますので、お気軽にご相談ください。

対象講座	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師 等
対象者	次の要件をすべて満たす方 ○ 桑名市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 ○ 児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の者 ○ 養成機関において1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者 ○ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 ○ 過去に本給付金の給付を受けていない者

◆ 教育促進給付金（支給期間上限 36 ヶ月）

平成 31 年 4 月から資格取得のために 4 年以上の課程の履修が必要となる者は 48 ヶ月に拡充。

支給額	市民税非課税世帯	月額 100,000 円
	市民税課税世帯	月額 70,500 円

※ 修業期間最後の 12 ヶ月は 4 万円／月を加算

◆ 修了支援給付金（養成課程修了後 1 ヶ月以内に申請）

支給額	市民税非課税世帯	50,000 円
	市民税課税世帯	25,000 円

## 15. 就労支援

【お問い合わせ】 桑名市役所 生活支援室 TEL 0594-24-1169

◆ 就労相談

母子父子自立支援員がひとり親ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力の有無など、お一人おひとりの状況に応じたお仕事探しを応援します。

また、ハローワークへの同行支援も行います。

◆ 生活保護受給者等就労自立促進事業

ハローワークと共同で実施している事業です。

就労支援員が、お一人おひとりの状況に応じたお仕事を探し、就職のためのアドバイスを行います。就労後の相談等にも関わりつつ、経済的自立に向けての応援を続けています。

## ◆ 学び・子育てのはなし

### 16. 放課後児童クラブ

保護者が就労等により放課後、留守家庭となる小学生が安心できる生活の場を提供する放課後児童クラブが、市内 28 箇所設置されています。利用時間や保育料等は施設によって違います。各施設にお問い合わせください。

#### 桑名市放課後児童クラブ一覧

令和 5 年 4 月 1 日現在

No.	地区	名称	所在地	電話番号
1	日進	ひまわり学童クラブ	新屋敷 126 (日進小学校敷地内)	0594-24-6946
2	日進	児童クラブ くわなっ子	新町 73	0594-23-1157
3	精義	学童保育所 フローラ	末広町 35	0594-73-2895
4	立教	学童保育所シルバー なかよし	吉之丸 13	0594-87-7077
5	益世	益世学童保育所 たんぽぽ学童クラブ	益生町 59 (益世小学校敷地内)	0594-22-9195
6	修徳	学童保育所 ウイング、ブルーバード	東方 327-3 ルラージュ 102、203	0594-25-9665
7	大成	大成学童保育所 日の本クラブ	神成町一丁目 15	0594-23-0940
8	大成	大成第 2 学童保育所 日の本クラブ	北別所 1187-5	0594-21-7806
9	桑部	桑部学童保育所 日の本クラブ	桑部 479-1 (桑部小学校敷地内)	080-4626-2984
10	在良	在良学童保育所 日の本クラブ	蓮花寺 129-2 (在良小学校内)	080-4632-9734
11	七和	七和学童クラブ	五反田 1608	0594-31-9362
12	久米	久米学童保育所 げんき	島田 572	0594-32-0851
13	城南	放課後サークル みえちゃん家	安永 1582	0594-24-2352
14	大和	大和学童保育所 あおぞら	播磨 770 (大和小学校敷地内)	0594-23-8005
15	大山田東	大山田東学童保育所 じゃんぼ	筒尾八丁目 11-1 (大山田東小学校敷地内)	0594-87-5963
16	大山田北	大山田学童保育所 日の本クラブ	大山田六丁目 8 (大山田北小学校敷地内)	0594-82-5507
17	大山田西	大山田西学童保育所 日の本クラブ	野田二丁目 8 (大山田西小学校敷地内)	0594-31-2552
18	大山田南	大山田南学童保育所 日の本クラブ	松ノ木六丁目 11-1 (大山田南小学校敷地内)	0594-32-3534
19	藤が丘	児童クラブ パンの木	新西方三丁目 187	0594-23-9292
20	藤が丘	藤が丘学童保育所 日の本クラブ	新西方二丁目 1	0594-22-1005
21	星見ヶ丘	星見ヶ丘学童保育所 太陽の子	星川 1814-2	0594-32-0370
22	多度中	多度学童保育所 日の本クラブ	多度町小山 1901-4	0594-48-5112
23	多度中	多度第 2 学童保育所 日の本クラブ	多度町小山 1901-27	0594-48-7266
24	長島北部	学童保育所 ほっぷ	長島町西川 423 (長島北部小学校内)	0594-42-3608
25	長島中部	長島中部学童保育所 レインボー	長島町源部外面 337	0594-41-1039
26	長島中部	放課後児童クラブ レインボー駅前	長島町西外面 1552-1	0594-41-0350
27	長島中部	学童保育所 どんぐり	長島町押付 527-3	0594-42-3533
28	伊曾島	放課後児童クラブ はなまる学童保育所	長島町横満蔵 572	0594-45-8860

## 17. 桑名ファミリー・サポートセンター

【お問い合わせ】TEL 0594-22-9871

「子育ての手助けをして欲しい」「子育てのお手伝いをしたい」と思っている方が会員となり、お互いに助け合いながら活動する組織です。会員になるには登録が必要になります。

利用料金	平日・土曜日 午前7時～午後7時	700円／1時間
	上記以外の時間（日・祝日・年末年始含む）	800円／1時間
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時 （土・日・祝・年末年始は休み）	

## 18. 子どもの学習支援「学びサポート」

【お問い合わせ】桑名市役所 福祉支援室 TEL 0594-24-1456

経済的に困りの世帯・ひとり親・生活保護世帯の小学生や中学生を対象に学習ボランティアの方が勉強や遊びを通して学習サポートを実施します。

参加をご希望の方は電話でご連絡ください。

## 19. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

【お問い合わせ】桑名市役所 子ども総合センター 家庭支援係 TEL 0594-24-1298

高等学校を卒業していないひとり親家庭の父母とその子どもが対象です。

民間事業者などが実施する高等学校卒業程度認定試験の対象講座を受講してこれを修了したとき及び合格した場合に受講費用の一部を助成し、ひとり親家庭の親や子の学びを支援します。受講前に申請する必要があります。

### ◆ 支給内容

受講開始時給付金 （対象講座の受講を開始したとき）	受講費用の30% （上限75,000円。4,000円未満は支給されません。）
受講修了時給付金 （対象講座の受講を修了したとき）	受講費用の40%から受講開始時給付金を差し引いた額（受講開始時給付金と合わせて上限100,000円）
合格時給付金 （高等学校卒業程度認定試験に全科目合格したとき）	受講費用の20%（受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせて上限150,000円）

※ 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目に合格した場合に支給されます。

※ 三重県が対応している事業です。詳しくは、三重県のホームページをご覧ください。母子・父子自立支援員にご相談ください。

## ◆ その他

### 20. 公営住宅の申込み

#### ◆ 市営住宅

年3回（2月、6月、10月）募集しています。

入居者は公開抽選にて決定します。

ひとり親家庭などの方につきましては、入居申込みの際に優先抽選の対象となる場合があります。

※ 市営住宅への入居資格等については、都市管理課まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ】 桑名市役所 都市管理課 TEL 0594-24-1220

#### ◆ 県営住宅

【お問い合わせ】 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 TEL 059-373-6802

### 21. 困りごと相談

#### ◆ 弁護士による法律相談

(1) ひとり親家庭等の方を対象とした弁護士による法律相談

【お問い合わせ・お申込み】 三重県母子・父子福祉センター TEL 059-228-6298

対象	三重県内の母子・父子・寡婦家庭の方等
予約制	事前に電話でのお問い合わせ、ご予約が必要です。
相談	1回30分1回のみ無料
開所時間	平日：午前9時～午後5時
相談日時	第1・3日曜日：午前10時～午後4時（日曜日は就業相談のみ）

(2) 女性弁護士法律相談

【お問い合わせ】 桑名市役所 女性活躍・多文化共生推進室 TEL 0594-24-1413

離婚や相続、家族関係や養育等の男性には相談しづらい内容について、無料で女性の弁護士に相談できます。

#### ◆ フレンテみえ（三重県男女共同参画センター）

【お問い合わせ】 TEL 059-233-1131（月曜休館）

下記の直通電話は、それぞれ曜日・時間が限られていますので、ご注意ください。

女性のための相談	TEL 059-233-1133	休館日を除く毎日（時間帯はホームページをご確認ください。）
男性のための相談	TEL 059-233-1134	毎月第1木曜日 午後5時～午後7時
性の多様性に関する相談	TEL 059-233-1134	毎月第1日曜日 午後1時～午後7時 毎月第3金曜日 午後2時～午後8時

〈参考資料〉

(三重県) 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

適用日 令和5年4月1日～

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間/その他	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	3,260,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(複数の母子家庭の母・複数の父子家庭の父、複数の寡婦による共同起業の場合)	4,890,000				
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,630,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	別表のとおり	就学期間中	卒業後6か月	据置期間経過後10年以内 (専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内)	無利子
	18歳年度末を迎え児童扶養手当等を受給できなかった高校等就学児童	上記の額に児童扶養手当の額を加算する				
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童・寡婦 父母のない児童	105,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	子に係るもの →無利子 母親・父親に係るもの 連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 340,000				
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき (技能習得)月額 141,000 (医療介護)月額 108,000	知識・技能を習得する期間中の5年以内	知識・技能の習得期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内 (技能習得)	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 70,000	医療又は介護を受けている期間中の1年	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内 (医療介護)	
	母子家庭の母・父子家庭の父 (配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満の者)	月額 108,000 (上限 2,592,000)	配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満 (生活安定貸付期間)	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
		ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,260,000円を限度として一括して貸付けすることができる。				
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき 月額 108,000	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 70,000				
	母子家庭の母・父子家庭の父 (児童扶養手当を受給しておらず、所得又は収入が別途定める額未満の家計急変者)	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内 月額 第1子 44,140 第2子 10,420 第3子以降 6,250 (上記の金額の合算額)	資金の貸付けを受けようとしたときから1年未満 (緊急生活安定貸付期間) (一度の貸付期間は3か月とし、引き続き貸付けを受けることが適当と認められるときは、延長可能)	緊急生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内	
※特別な事情がある(物価の影響を受けている)と認める場合、3か月分を一括して貸付けすることができる。						
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	一般 1,500,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内	連帯保証人有り →無利子
		災害等 2,000,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人無し →年1.0%
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	260,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%



(別表) 修学資金貸付限度額(月額)一覧表

適用日 令和5年4月1日～  
(単位:円)

学校種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)			
	私立	自宅通学	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)			
		自宅外通学	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)			
大学	国公立	自宅通学	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私立	自宅通学	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			52,500	52,500			

[注1]括弧書した単価は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等(※)が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合に適用します。

[注2]高等教育の就学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。